

■例外給与に関して

特例貸与とは

軽度者の方（要支援1・要支援2・要介護1）でも身体状況によっては医師の意見を元に担当者会議を開催し、必要性が確認できれば役所に確認・申請を行う事で特例的に車いす及び車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト・自動排泄処理装置（排便機能を有するもの）が貸与可能な場合がございます。

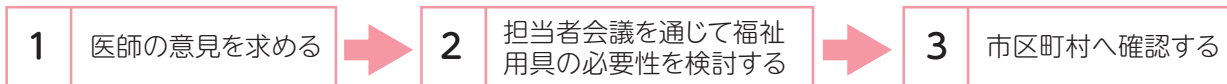
特例の使用が想定される身体状況は下記の通りとなります。

種目	使用が想定される状態像
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する方 ①日常的に歩行が困難な方 ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められた方 ※注1
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する方 ①日常的に起き上がりが困難な方 ②日常的に寝返りが困難な方
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な方
認知症老人徘徊感知機器	意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに障害があり、かつ移動において全介助を必要としない方
移動用リフト	次のいずれかに該当する方 ①日常的に立ち上がりが困難な方 ②移乗が一部介助または全介助を必要とする方 ③生活環境において、段差解消が必要と認められる方 ※注1
自動排泄処理装置（排便機能を有するもの）	次のいずれかに該当する方 ①排便が全介助を必要とする方 ②移乗が全介助を必要とする方

※注1 調査項目がないため、担当者会議を通じてケアマネージャーが判断します。平成21年3月現在（厚生労働省より）

全てに共通する症状として	①疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態の方 ②疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間の内に福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる方 ③疾病その他の原因により、重大な危険性または症状の重篤化の回避等のために福祉用具が必要な状態に該当すると判断される方
--------------	---

原則として、直近の認定調査の結果をもとに判断され、下記の方法で手続きを行います。



■介護保険が適用される購入特定福祉用具5種目

要支援・要介護認定された方は年額10万円（税込）を限度として自己負担1割・2割で適用されます。

種目	摘要
腰掛便器	次のいずれかに該当するものに限る。 1. 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 2. 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3. 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4. 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み居室に置いて利用可能であるものに限る。設置に要する費用については保険給付の対象外） 5. 便座の底上げ部材
特殊尿器（自動排泄処理装置を含む）	尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもので自動排泄処理装置の交換可能部品 次の要件を全て満たすもの ●レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの ●要介護者又はその介護を行う者が容易に交換出来るもの
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 1. 入浴用いす 2. 浴槽用手すり 3. 浴槽内いす 4. 入浴台 5. 浴室内すのこ 6. 浴槽内すのこ 7. 入浴用介助ベルト（身体に直接巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る）
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。